

Ver 1.2

オフセット・クレジット(J-VER)制度に基づく 温室効果ガス排出削減プロジェクト計画書

プロジェクト名	宮崎県 (有)黒潮ポーク 養豚事業者による低タンパク配合飼料による豚のふん尿処理からのN ₂ O 排出抑制
プロジェクト代表事業者名	有限会社 黒潮ポーク



提出日 2011年 10月 11日

受理日 2011年 10月 11日

最終版提出日 2012年2月3日

A. 参加者情報			
プロジェクト代表事業者 ※1			
事業者名(フリガナ)	有限会社 黒潮ポーク (ユウゲンガイシャ クロシオ ポーク)		
住所	宮崎県日南市大字萩之嶺 6186 番地 2		
代表者氏名	澁谷 秀行	担当者氏名	小川 紘生
担当者所属	生産統括部	担当者役職	課長
担当者 E-mail	h.ogawa@kyodo-shiryo.co.jp	担当者電話番号	080-5603-1171
プロジェクトでの役割	プロジェクトの統括。低タンパク配合飼料の給餌による豚の肥育。		
プロジェクト事業者 (排出削減実施事業者) ※2			
事業者名(フリガナ)	プロジェクト代表事業者と同一		
住所			
代表者氏名		担当者氏名	
担当者所属		担当者役職	
担当者 E-mail		担当者電話番号	
プロジェクトでの役割			
プロジェクト参加者 ※3 ※4			
事業者名(フリガナ)	協同飼料株式会社(キョウドウシリョウ カブシキガイシャ)		
住所	神奈川県横浜市高島 2-5-1 2 横浜DKビル		
代表者氏名	林 泰正	担当者氏名	宮田 泰幸
担当者所属	企画・海外部	担当者役職	課長代理
担当者 E-mail	yas.miyata@kyodo-shiryo.co.jp	担当者電話番号	045-461-1260
プロジェクトでの役割	飼料販売実績集計、関係省庁との連絡及び調整		
プロジェクト参加者 ※3 ※4			
事業者名(フリガナ)	志布志飼料株式会社(シブシシリョウ カブシキガイシャ)		
住所	鹿児島県志布志市志布志町志布志 3307		
代表者氏名	本間 憲男	担当者氏名	白井 誠
担当者所属	生産部製品担当	担当者役職	課長代理
担当者 E-mail	なし	担当者電話番号	099-473-1177
プロジェクトでの役割	(有)黒潮ポークへの飼料の提供		
オフセット・クレジット (J-VER) 取得認定者 ※5			
事業者名(フリガナ)	有限会社 黒潮ポーク (ユウゲンガイシャ クロシオ ポーク)		
オフセット・クレジット (J-VER) 口座番号 ※6	未取得		
ダブルカウントの防止の措置 ※7			
ダブルカウントの防止措置を講ずる事業者等	【ダブルカウント防止措置を講ずる事業者名】 事業者名： 有限会社 黒潮ポーク		

ダブルカウントの防止措置内容

以下、該当する場合は、□に✓を入れ、必要に応じて詳細を記入してください。
(オフセット・クレジット(J-VER)制度実施規則 1.4「クレジットの二重使用」参照)

【①類似制度に基づく二重認証に関するダブルカウントの防止措置】

類似制度へ申請しておらず、当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する温室効果ガス削減・吸収という環境に関わる付加価値(以下、「環境価値」という。)の認証を取得しません。

以下の類似制度(電力における RPS 法を含む)に申請しています

類似制度名: _____

当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しておらず、今後も取得しません。

当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しているため、その分を控除いたします。

当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得していますが、以下の理由によりダブルカウントが生じていないことを証明します。

理由: _____

【②第三者に環境価値を移転する際のダブルカウントの防止措置】

当該プロジェクトにより生み出されたエネルギー等(電気、バイオガス等)を第三者に売却する際に、その売却先に対して、環境に関わる付加価値はクレジット化されており、当該エネルギー等の価値には付随していないこと、及び、当該エネルギー等の価値の帰属先と、環境に関わる付加価値の帰属先が異なることを明示する「説明文書」を作成して、売却先に示します。

森林管理プロジェクトの場合、当該プロジェクトの対象となった森林を第三者に譲渡する際に、その譲渡先に対して、環境価値はクレジット化されており、当該森林には付随していないこと、及び、当該森林の所有権の帰属先と、環境価値の帰属先が異なることを明示する説明文書を作成して譲渡先に示します。あわせて、当該森林の譲渡の際には、オフセット・クレジット(J-VER)制度利用約款森林管理プロジェクト特約の内容にも十分に留意します。

※第三者が、当該プロジェクトから生じる環境に関わる付加価値がオフセットクレジット(J-VER)として使用されていることを知らずに、当該付加価値を二重に主張することを防ぐ必要があるため、妥当性確認時において、これらの防止措置が講じられる体制にあること(上記の「説明文書」の作成等)を確認する必要がある。

【③自主的な報告・公表を実施する際のダブルカウントの防止措置】

以下の自主的な報告・公表媒体において、当該プロジェクトの内容、当該クレジットの発行量及び当該クレジット発行量のうち当事業者が無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)を明記します。

あわせて、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジット量については、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)については除きます。

- ホームページ
ホームページ URL: _____
- 出版物 (環境報告書/定期刊行物)
- その他 具体的に: _____

現在は、自主的な報告・公表を実施していないが、今後実施するにあたっては、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジットについては、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)については除きます。

【④公的な報告・公表制度におけるダブルカウントの防止措置】

公的な報告・公表制度には参加していません。

以下の公的な報告・公表制度に参加しています

- 地球温暖化対策推進法に基づく算定・報告・公表制度の対象者である。
- 地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画(区域施策)の策定義務対象者(都道府県)である。
- 「排出量取引の国内統合市場の試行的実施」参加事業者である。
- 地方公共団体が実施する以下の制度の対象事業者である。

制度名: _____

- その他
具体的に: _____

当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量については排出量とみなし報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)は除きます。

当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、当該報告・公表制度の報告様式における適切な備考欄に記載します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)は除きます。

当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、自主的な報告・公表値において報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)は除きます。

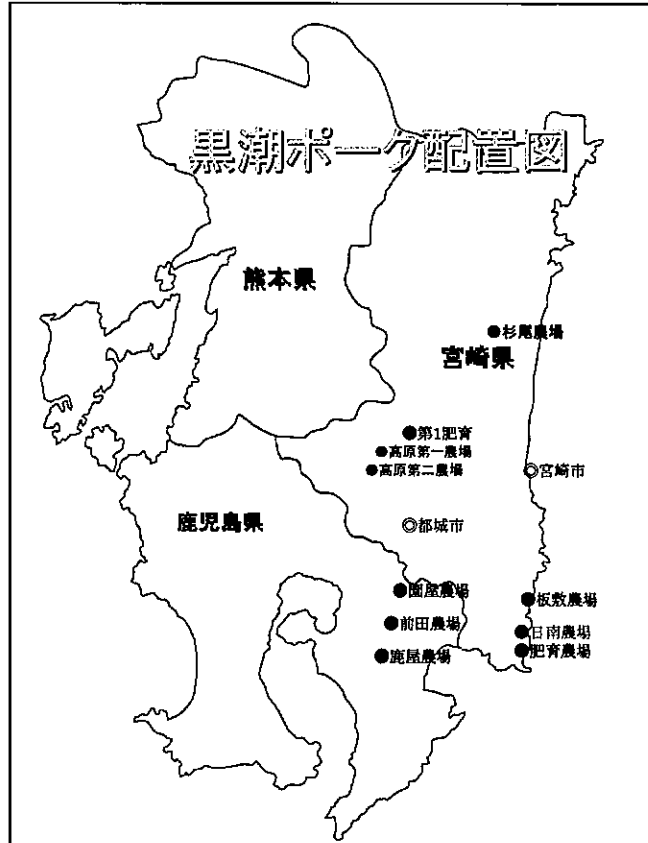
- ※1:プロジェクト代表事業者のパンフレット等、事業内容の説明資料を別途添付すること。プロジェクト代表事業者以外の主なプロジェクト事業者・プロジェクト参加者についてもパンフレット等を添付すること。
- ※2:プロジェクト事業者とは、当該プロジェクトの実施に携わる者のうち、実際に温室効果ガス排出削減活動を実施する者を指す。プロジェクト代表事業者と同一の場合は、その旨を記載すること。
- ※3:プロジェクト参加者とは、プロジェクト代表事業者・プロジェクト事業者以外に当該プロジェクトの実施に携わるすべての者を指す。たとえば、下記が参加者として想定される。
 - ・ 温室効果ガス排出削減活動の実施に際して設備導入等のアドバイスを行う ESCO 事業者等
- ※4:プロジェクト参加者が複数いる場合には、それぞれの参加者の役割及び関係の概要を説明した資料を添付すること。
- ※5:オフセット・クレジット(J-VÉR)取得予定者は、プロジェクト代表事業者、プロジェクト事業者、プロジェクト参加者のうちのいずれかであること。
- ※6:オフセット・クレジット(J-VÉR)口座番号は、口座未取得の場合は記入不要。
- ※7:オフセット・クレジット(J-VÉR)の発行がなされる場合、ダブルカウントを避けるための所要の措置をとる義務が生じる。詳細は、オフセット・クレジット(J-VÉR)制度利用約款、並びに実施規則 1.4 クレジットの二重使用(ダブルカウント)を参照すること。

B: プロジェクト活動の概要①																															
項目																															
B.1 プロジェクト活動	B.1.1 プロジェクトの目的及び内容 【目的】 低タンパク配合飼料を用いて、豚のふん尿処理からのN ₂ O 排出抑制する。 【内容】 黒潮ポークの肥育農場の5ヶ所で肥育用飼料のタンパク含量の低い飼料を肥育豚に給与することで豚のふん尿処理からのN ₂ O 排出を抑制し、温室効果ガスの排出削減を行う。																														
	B.1.2 プロジェクト実施前の状況 黒潮ポークは、5ヶ所の肥育農場において肥育用飼料にC P(粗タンパク質)15%以上の飼料を給与。																														
	B.1.3 排出削減・吸収の達成手段 黒潮ポークは、方法論L001に準じ、肥育用の飼料のC P(粗タンパク質)の低い飼料を給与する。 このことにより、低タンパク飼料が肥育豚のふん尿に排出するN ₂ Oの量の削減する。																														
B.2 採用技術	プロジェクトで使用する設備・機器等 (プロジェクトで使用する機器名称、機器メーカー名、型番、機器容量、法定耐用年数、導入年月、用途等について記載すること。(モニタリングに用いた機器は、最新のものに限らず全て記載すること))																														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名</th> <th>メーカー名</th> <th>耐用年数</th> <th>導入時期</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発酵攪拌装置</td> <td>天神製作所</td> <td>7年</td> <td>2003年</td> <td>日南肥育農場</td> </tr> <tr> <td>ローダー</td> <td>日立製作所</td> <td>5年</td> <td>2010年</td> <td>日南肥育農場、堆肥の切り替えし</td> </tr> <tr> <td>ローダー</td> <td>ポプキヤット</td> <td>5年</td> <td>2008年</td> <td>板敷農場、堆肥の切り替えし</td> </tr> <tr> <td>ローダー</td> <td>ポプキヤット</td> <td>5年</td> <td>2005年以前(不明)</td> <td>園屋農場、堆肥の切り替えし</td> </tr> <tr> <td>発酵攪拌装置</td> <td>不明</td> <td>7年</td> <td>2000年以前(不明)</td> <td>園屋農場</td> </tr> </tbody> </table>	機器名	メーカー名	耐用年数	導入時期	備考	発酵攪拌装置	天神製作所	7年	2003年	日南肥育農場	ローダー	日立製作所	5年	2010年	日南肥育農場、堆肥の切り替えし	ローダー	ポプキヤット	5年	2008年	板敷農場、堆肥の切り替えし	ローダー	ポプキヤット	5年	2005年以前(不明)	園屋農場、堆肥の切り替えし	発酵攪拌装置	不明	7年	2000年以前(不明)	園屋農場
	機器名	メーカー名	耐用年数	導入時期	備考																										
	発酵攪拌装置	天神製作所	7年	2003年	日南肥育農場																										
	ローダー	日立製作所	5年	2010年	日南肥育農場、堆肥の切り替えし																										
	ローダー	ポプキヤット	5年	2008年	板敷農場、堆肥の切り替えし																										
	ローダー	ポプキヤット	5年	2005年以前(不明)	園屋農場、堆肥の切り替えし																										
発酵攪拌装置	不明	7年	2000年以前(不明)	園屋農場																											
* 園屋農場は、機械・装置・豚舎を賃借契約している為、また杉尾農場、鹿屋農場はB.3に示す理由により既に撤退しているため、古い機械類の詳細内容は不明。																															
B.3 プロジェクト実施場所	<table border="1"> <thead> <tr> <th>実施事業所名</th> <th>住所 (プロジェクト実施場所が複数ある場合は、全ての住所を表形式等で記述する。)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1)日南肥育</td> <td>宮崎県日南市大字萩之嶺 6186 番地2</td> </tr> <tr> <td>2)板敷農場</td> <td>宮崎県日南市板敷4938</td> </tr> <tr> <td>3)杉尾農場</td> <td>宮崎県児湯郡川南町大字川南14401-8(2010年6月末撤退)</td> </tr> <tr> <td>4)鹿屋農場</td> <td>鹿児島県鹿屋市下高隈町5376-1(2011年7月末撤退)</td> </tr> <tr> <td>5)園屋農場</td> <td>鹿児島県志布志市有明町野神862-2(2010年8月代替農場として開始)</td> </tr> </tbody> </table>	実施事業所名	住所 (プロジェクト実施場所が複数ある場合は、全ての住所を表形式等で記述する。)	1)日南肥育	宮崎県日南市大字萩之嶺 6186 番地2	2)板敷農場	宮崎県日南市板敷4938	3)杉尾農場	宮崎県児湯郡川南町大字川南14401-8(2010年6月末撤退)	4)鹿屋農場	鹿児島県鹿屋市下高隈町5376-1(2011年7月末撤退)	5)園屋農場	鹿児島県志布志市有明町野神862-2(2010年8月代替農場として開始)																		
	実施事業所名	住所 (プロジェクト実施場所が複数ある場合は、全ての住所を表形式等で記述する。)																													
	1)日南肥育	宮崎県日南市大字萩之嶺 6186 番地2																													
	2)板敷農場	宮崎県日南市板敷4938																													
	3)杉尾農場	宮崎県児湯郡川南町大字川南14401-8(2010年6月末撤退)																													
	4)鹿屋農場	鹿児島県鹿屋市下高隈町5376-1(2011年7月末撤退)																													
5)園屋農場	鹿児島県志布志市有明町野神862-2(2010年8月代替農場として開始)																														
3)杉尾農場は、宮崎県に発生した口蹄疫の為に地域内の殺処分で撤退。 4)鹿屋農場は、契約期限満了で撤退。 5)園屋農場は、杉尾農場の代替農場としてスタート。																															

概要

(プロジェクト対象地の位置図、プロジェクト対象地全体の地図等を用いて、プロジェクト実施場所について分かりやすく説明する。その他、別紙「プロジェクト申請方法について」に記載する資料を適宜添付する。)

下図の配置図のうち、1)~5)までの農場がJ-VER化の対象とする。



B: プロジェクト活動の概要②							
B.4 プロジェクト期間 ※1		2009年 4月 1日 ~ (当面継続予定)					
B.5 クレジット期間 ※2		2009年 4月 1日 ~ 2013年 3月 31日					
B.6 想定排出削減量 ※3	年度	2008	2009	2010	2011	2012	合計
	t-CO2	0	284	284	284	284	1,136
B.7 モニタリング報告の頻度	年1回						
B.8 補助金	受給の有無 (いずれかに○)	受給している / 申請中 / 検討中 / <u>受給しない</u>					
	補助事業名称/補助元						
	補助金額 (申請額含む)	円					
	補助金の使途						
	補助対象年月日	年 月 日 ~ 年 月 日					
	補助金を受給していることを証明する書類	(証拠書類の名称を記入し、別紙「プロジェクト申請方法について」の添付資料一覧に補助金交付通知書等を加えた上で、証拠書類を添付する。)					
備考	<p>①プロジェクトの排出削減量やプロジェクトの実施に影響を与える現在もしくは将来的なリスク要因を特定する 感染病等によって養豚業の操業そのものに影響が発生することがある。</p> <p>②各リスク要因に対する影響の軽減措置を記述する (リスクの例については、「記入要領」を必ず参照のこと) 感染予防については、徹底した消毒や入退場管理などによって措置している。また、もし仮に発生した場合においては、当該部分をプロジェクトから切り離すこととするため、過大な排出削減量が主張されることはない。</p>						

※1: 2008年4月1日以前に開始されたプロジェクトについて申請する場合には、本制度によるクレジット収益が無ければプロジェクトの継続が困難であることを、別添資料で説明すること。

※2: クレジット期間は、2008年4月1日~2013年3月31日の間で設定すること。

※3: 想定排出削減量の算定根拠をモニタリングプランで提示すること。なお、想定削減・吸収量は合計値において小数点以下を切り捨てること。

C. 適用方法論		
C.1 適用方法論	方法論番号	No. E. <u> L 0 0 1 ver. 1 . 1 </u>
	方法論名称	低タンパク配合飼料利用による豚のふん尿処理からのN ₂ O排出抑制
C.2 方法論の適格性基準との整合性	条 件	説 明 ※1
	C.2.1 条件1	低タンパク配合飼料を給餌する家畜は「肥育豚」である。 資料番号 「資料 2-a デーリーチェック表.pdf」 「資料 2-b 棚卸表.pdf」
	C.2.2 条件2	プロジェクト実施前は慣用飼料を給餌していた。 プロジェクト実施後のCP含有率は把握可能であり、当該飼料中の窒素含有率2.40%、CP含有率15.0%である。 資料番号 「資料 3 飼料表示票.pdf」 ※「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（飼料安全法）」により、“飼料表示表のCPはケルダール法によって全窒素を定量し、これに6.25を乗じて得たものの試供品の重量に対する百分率を求め、これを粗タンパク質(CP)とする。”と規定されている。よって、CP15.0%から窒素含有率を逆算で求めると、 $15.0\% \div 6.25 = 2.4\%$ となる。
	C.2.3 条件3	プロジェクト実施前後で排泄物管理が変わらず、処理方法は攪拌発酵処理である。 別添資料 「資料 6 農場糞処理.pdf」
	C.2.4 条件4	プロジェクト実施時に使用する低タンパク配合飼料は、窒素含有率1.92%でそのCP含有率は12.0%であり、慣用飼料に比べてCP含有率が2.40%から1.92%に低減。 資料番号 「資料 3 飼料表示票」
	C.2.5 条件5	プロジェクト実施前後で、飼料の種類及び給餌量以外の飼養全般について温室効果ガスの排出量に影響を及ぼす変更はない。 飼養畜種はハイブリッド豚であり、肉質の改善はあるものの肥育豚における排泄物管理等には変更はない。

C.2.5 条件6	<p>プロジェクト実施前に使用していた慣用飼料及びプロジェクトで使用する低タンパク配合飼料の給餌量は、「日本飼養標準」に基づき定める慣行レベル（標準CP値）を上回らない。</p> <p>「資料 4 飼料給与実績(農場会議資料)」</p>
C.2.6 条件7	<p>プロジェクト実施前と実施後におけるライフサイクルでの GHG 排出量の比較分析の結果、ライフサイクルでの GHG 排出量が同等以下である。</p> <p>本プロジェクトで用いられる低タンパク飼料と、慣用資料の原料組成を把握し、そのうえで各原材料毎に公開データベース用から取得した CO2 排出源単位を乗じた結果を比較したが、いずれも慣用資料のライフサイクルの CO2 排出量の方が高い結果となった。</p> <p>資料 5 条件 7 証明用資料</p>

<p>C.3 適用するガイドライン等</p>	<p>C.3.1 ガイドライン等への準拠</p>	<p>(オフセット・クレジット(J-VER)制度モニタリング方法ガイドラインに準拠しない場合の説明)</p> <table border="1" data-bbox="647 405 1365 556"> <thead> <tr> <th>該当する</th> <th>準拠の説明</th> <th>説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td>全く準拠しない</td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td>一部準拠しない</td> <td></td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> <td>全て準拠する</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 全て準拠する場合は、説明は不要。 * モニタリングガイドライン(削減プロジェクト用)に記載されていない算定方法、モニタリング方法等の提案を行う場合は、当該欄に提案内容を理由とともに明記すること。</p>	該当する	準拠の説明	説明	<input type="checkbox"/>	全く準拠しない		<input type="checkbox"/>	一部準拠しない		<input checked="" type="checkbox"/>	全て準拠する	
該当する	準拠の説明	説明												
<input type="checkbox"/>	全く準拠しない													
<input type="checkbox"/>	一部準拠しない													
<input checked="" type="checkbox"/>	全て準拠する													
<p>C.4 ベースラインシナリオ(BLS)</p>	<p>C.4.1 BLS の特定</p>	<p>(プロジェクトが実施されなかった場合の状態(ベースラインシナリオ)の説明) 豚の飼料として、慣用飼料のみが給餌され、低タンパク配合飼料が給餌されず、豚が肥育され、豚のふん尿に含まれる窒素量を低減させ、N₂O排出量を抑制するプロジェクトである。</p> <p>(ベースラインシナリオを特定する際に信頼度及び入手可能性が低いデータを使用した場合、特定したベースラインシナリオが適切であることの根拠を以下に説明すること) ベースラインシナリオの特定において、信頼度の低いデータは使用していない。</p>												
	<p>C.4.2 BLS に関連した温室効果ガス排出源の特定</p>	<p>(リークage(プロジェクトの実施により生じるプロジェクトバウンダリー外での温室効果ガス排出量の増加)が想定される場合には以下に説明し、モニタリングプランにおいて定量化すること) 本プロジェクトにおいて、リークageは想定されない。</p>												
<p>C.5 排出量・吸収量の定量化</p>	<p>C.5.1 不確かなデータの使用</p>	<p>(削減量の定量化において不確かなデータを使用している場合には、削減量の過大評価がないことを以下に説明すること) 削減量の定量化において、不確かなデータを使用していない。</p>												
<p>C.6 備考</p>		<p>(プロジェクトとベースラインシナリオにおける製品又はサービス活動の種類と水準に著しい差異がある場合には以下に説明すること)</p> <p>低タンパク配合飼料の供給が著しく低下することで、プロジェクトとBLシナリオの間で排出削減構造に大きな差異が生じるリスクがあるが、これについては飼料供給会社をプロジェクト参加者として参画させ、常に安定的な低タンパク飼料供給体制を築くことによって回避する。</p> <p>(ベースラインの設定に関連する事情の変更等により、将来、プロジェクトを中止しなければならない状況が想定される場合にはその旨以下に説明すること)</p> <p>感染症などによって養豚業の操業そのものに影響が発生する可能性がある。この場合、J-VER 申請上では、対象となるプロジェクトを切り離すなどの措置を講ずることとする。</p> <p>(プロジェクト排出量がベースライン排出量より増加するリスクがある場合にはその</p>												

	<p>旨以下に説明すること) 飼料を低タンパクなものに切り替えるプロジェクトであり、その性格上PJ排出量がBL排出量より増加するリスクは想定されない。</p>
--	---

※1: 方法論の条件を全て満たすことを、証拠書類等をもとに説明する。説明にあたっては、証拠書類等の該当箇所が明確になるよう、対応ページ・箇所の明示を行うこと。なお、説明に使用した資料は、名称及び添付資料番号を明記する。また、投資回収年数等について記載しきれない場合には、別添資料で説明してもよい。

D:その他

**D.1 関連する許認可
及び関連法令等**

(想定される関連法令等については、別紙「オフセット・クレジット(J-VER)制度における手続きについて」の方法論ごとの記載を参照のこと)
なお、ここに記載した法令等は、あくまでも想定される主な法令であり、他にも関連する法令等の有無について確認すること。*届け出等が必要な場合は、届け出済みか、予定かを明記のうえ、予定の場合はいつごろ提出予定かも明示すること。

		該当しない	該当する
1	大気汚染防止法	■	□具体的に*:
2	水質汚濁防止法	■	□具体的に*:
3	騒音規制法	■	□具体的に*:
4	振動規制法	■	□具体的に*:
5	景観法	■	□具体的に*:
6	廃棄物の処理及び 清掃に関する法律	□	■具体的に*: 産業廃棄処理委託標準 契約書
7	環境影響評価法	■	□具体的に*:
8	建築基準法	■	□具体的に*:
9	消防法	■	□具体的に*:

**D.2 環境影響評価
及び環境測定**

(法令等によって実施が求められていない場合は省略可)
生産農場においては水質汚濁防止法の特定施設からの環境測定は該当するものの、本事業のサイトにおいては該当しない。

<p>D.3 住民説明会の 実施状況</p>	<p>(法令等によって実施が求められていない場合は省略可) 法令等による実施は求められていないため省略</p>
----------------------------	---